○国土交通省告示第八百九十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	第5455号
物件の名称	自己点火灯（電気式）
物件の型式	ＫＭ79
製造者の名称	興亜化工株式会社
製造者の住所	東京都中央区東日本橋二丁目13番９号

○国土交通省告示第八百九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年七月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	第3197号
物件の名称	火せん
物件の型式	ＫＭ25
製造者の名称	興亜化工株式会社
型式変更の内容	雷管を変更

○国土交通省告示第八百九十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年七月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	第3025号
物件の名称	小型船舶用火せん
物件の型式	ＳＭ21
製造者の名称	興亜化工株式会社
型式変更の内容	雷管を変更

○海上保安庁告示第三十八号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月二十七日

海上保安庁長官　中島　敏

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「航路標識又は」の下に「海上保安庁若しくは」を加え、「又はインターネット・ホームページ」を「、インターネット・ホームページ又は電子メール」に改める。

第三条の見出しを「（電話等による気象通報）」に改め、同条中「並びに」の下に「電話及びインターネット・ホームページによる」を加え、「とおりとする」を「とおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスは、http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/tourokuhtmlとする」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

人事異動

内　閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　宇野　雅夫

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室次長を免ずる（七月十五日）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　兵谷　芳康

総務省に出向させる

（総務省大臣官房付）　総務事務官　長谷川淳二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる

（同）同　長谷川　孝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房社会保障改革担当室参事官を命ずる

（同）同　五嶋　青也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　野村謙一郎

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　三宅　正寿

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　藤井　雅文

総務省に出向させる

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を免ずる

内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる

（同）同　阿部　知明

総務省に出向させる

内閣官房社会保障改革担当室参事官を免ずる（以上七月二十日）

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　田中　賢二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上七月二十一日）

○財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる

○環境大臣臨時代理解職

同　森山　**裕**

環境大臣大**塚**珠代（丸川珠代）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　森山　**裕**

内閣府特命担当大臣大**塚**珠代（丸川珠代）帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事）判事　若園　敦雄

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・松戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　衣笠　和彦

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月二十二日）

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月二十三日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

岩井　伸晃

判事に任命する（以上七月二十四日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（七月二十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十六日モルディブ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十八年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第百十一号を次のように改める。

百十一　株式会社ＴＢＳラジオ